

別表(第6条第1項関係)

ケアハウス利用料

- 1) 生活費(月額) 乙地 45,030円
冬期加算11月～3月 VI区 1,960円

- 2) 事務費徴収額 (令和元年10月から適用)

	対象収入による 階層区分	本人からの事務費 徴収額(月額)
1	1,500,000円以下	10,200円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,300円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,400円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,500円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,600円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,700円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,800円
8	2,100,001円～2,200,000円	36,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	41,200円
10	2,300,001円～2,400,000円	46,300円
11	2,400,001円～2,500,000円	51,500円
12	2,500,001円～2,600,000円	58,700円
13	2,600,001円～	63,200円

備考

この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。この場合 100円未満の端数は切り捨てとする。

3) 特別なサービス及びその他の日常生活費

4) 管理費

5) 自室の光熱費は自己負担とする。

6) 本人からの利用料月額は、広島県の基準額改正に従い改正となる。